

**生活困窮者自立支援制度に係る
自治体事務マニュアル**
(令和7年5月14日 第15版)

目 次

用語の定義	5
第1 生活困窮者自立支援制度の趣旨及び概要等	7
1 制度の趣旨	7
2 制度の基本理念	7
3 制度の対象者	8
4 制度の概要	9
第2 生活困窮者自立支援制度における自治体の主な役割	12
1 事業の実施	13
2 アウトリーチ	17
3 周知啓発	17
4 庁内体制の構築	18
5 地域ネットワークの構築（関係機関との連携、協議の場の設定）	18
6 都道府県による市町村支援	20
第3 各事業等の概要	21
1 共通事項	21
2 特定被保護者による事業利用の流れ	21
3 自立相談支援事業	24
4 住居確保給付金	28
5 就労準備支援事業	29
6 居住支援事業	34
7 家計改善支援事業	39
8 都道府県による市町村支援事業	41
9 福祉事務所未設置町村による相談の実施	42
第4 支援調整会議	44

1 支援調整会議の意義	44
2 自治体等の参画	44
第5 支援会議	45
1 支援会議とは	45
2 支援会議の設置主体等	45
3 支援会議で取り扱う事例	45
4 支援会議の構成員	45
5 守秘義務	46
6 その他	46
第6 支援決定	47
1 支援決定	47
2 支援決定の実施主体	47
3 相談受付から支援決定までの流れ	47
4 利用要件等の確認	55
5 緊急的な支援が必要な場合	55
6 支援決定の効果	56
7 法に基づく事業等の再利用等	56
8 法に基づく事業の利用者が被保護者となった場合の取扱いについて	56
第7 住居確保給付金の支給	57
1 住居確保給付金の概要	57
2 家賃補助	60
2－1 支給要件	60
2－2 支給額	67
2－3 支給期間等	67
2－4 支給方法	68
2－5 支給決定までのプロセス等（図表7-1、図表7-2を参照）	68
2－6 支給額等の変更	74
2－7 支給の中止及び再開	75

2－8 支給の中止	76
2－9 支給期間の延長等	77
2－10 再支給	78
2－11 不適正受給への対応	78
2－13 行政不服申立	80
3 転居費用補助	85
3－1 支給要件	85
3－2 対象経費・支給額	89
3－3 支給方法	89
3－4 支給決定までのプロセス等（図表7-4を参照）	90
3－5 再支給	96
3－6 不適正受給への対応	96
3－7 関係機関との連携等	97
3－8 行政不服申立	97
第8 就労訓練事業の認定等	100
1 就労訓練事業の意義・概要	100
2 認定制度の趣旨・概要	100
3 認定基準の内容	102
4 認定事務の流れ	105
5 認定事務の詳細	106
6 事業開始後の手続	109
7 報告徴収に関する留意事項	110
8 認定取消に関する留意事項	111
9 認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大	112
第9 他機関、他制度との連携等	113
1 総論	113
2 福祉事務所	113
3 ハローワーク	113

4 生活福祉資金貸付制度	113
5 地域若者サポートステーション	114
第10 生活困窮者支援を通じた地域づくり	115
1 他機関との連携を通じた地域づくり	115
2 既存の社会資源の把握と活用	115
3 社会資源の開発	115
4 住民への理解促進	116
第11 その他	117
1 事業の評価及びその活用	117
2 個人情報の取扱等	117
3 人材養成	118
4 調査（データ収集）等	119

第8 真剣訓練事業の認定等

1 就労訓練事業の意義・概要

就労は、本人にとって、経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であり、ひいては地域社会の基盤強化にも寄与するものである。生活困窮者が抱える課題は様々で、それぞれが目指す自立のあり方も異なるが、このことを踏まえれば、就労が可能な者については、可能な限り就労による自立を目指すことが重要である。

このような認識の下、生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者が就労に関し抱える課題が多様であることに鑑み、自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業など法に基づく事業等を行う者のほか、ハローワークなど地域の様々な主体が適切な役割分担の下、チームとして、生活困窮者の個々人の状況や課題にあわせた支援ができる体制を構築することとした。

その中で、就労訓練事業は、社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、NPO法人、株式会社等が自主事業として実施する事業であり、一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要がある者を受け入れ、その状況に応じ、適切な配慮の下、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を実施するものである。

就労訓練事業における就労の形態には、雇用契約を締結せずに訓練として就労を体験する「非雇用型」と、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う「雇用型」がある。非雇用型、雇用型のどちらで就労訓練事業の利用を開始するかについては、自立相談支援機関が受入先の事業者や利用者の意向等を踏まえつつ判断し、福祉事務所設置自治体が最終的に決定する。

いずれの場合であっても、事業の利用者が、その意欲や能力等に応じて、適切な待遇を受けながら、本人が希望する暮らし方や働き方を実現できるよう支援をすることが重要である。

地域において、就労訓練事業の意義が共有されるとともに、行政との連携の中で、その担い手が確保され、当該地域に住む誰もがそれぞれの状況に応じて働くことができる環境を整備することが求められる。同時に、就労訓練事業の普及や生活困窮者の自立を通じて、地域のニーズを満たすことや、労働力人口が減少する中で地域社会・経済を維持・活性化することも本事業の目標である。

2 認定制度の趣旨・概要

(1) 認定制度の趣旨

法において、就労訓練事業を行う者は、当該就労訓練事業が、生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準（以下「認定基準」という。）に適合していることにつき、都道府県知事等の認定を受けることができるものとされている。

この認定制度は、就労訓練事業に関して、支援に必要な体制が整備されていること等を確認するものであり、関係法令の遵守とあいまって、労働力の搾取（いわゆる「貧困ビジ

ネス」)が生じることなく、就労訓練事業が適切に実施されることを確保するために設けられたものである。

一方、自立相談支援機関は、生活困窮者に対し、認定を受けた就労訓練事業の利用についてあっせんを行い、あっせん後も、支援の実施状況について継続的・定期的にモニタリングを行う。

このように、都道府県知事等による認定制度と自立相談支援機関による継続的・定期的なモニタリングの両面から、利用者に対する適切な支援の実施を確保することが重要である。

(2) 認定を行う主体

就労訓練事業を行う者の申請に基づき、当該就労訓練事業の経営地を管轄する都道府県知事(指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市の長。以下「管轄都道府県知事等」という。)が行う(法第16条第1項及び第25条)。

(3) 認定の対象

事業所ごとに行う。ただし、一つの法人が同一都道府県(指定都市及び中核市においては、同一指定都市又は同一中核市)内に経営地のある同一法人内の複数の事業所の認定を受けようとする場合においては、当該複数の事業所についての申請関係書類をまとめて管轄都道府県知事等に提出することは可能である。

また、申請関係書類については、事業所の経営地のある一般市や町村を経由して提出することも可能とする。

(4) 認定の取消

管轄都道府県知事等は、認定に係る就労訓練事業(以下「認定就労訓練事業」という。)が、認定基準に適合しないものとなったと認めるとときは、当該認定を取り消すことができる(法第16条第3項)。

(5) 報告徴収

管轄都道府県知事等は、法の施行に必要な限度において、認定就労訓練事業を行う者又は認定就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる(法第21条第2項)。

なお、当該報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処するとされ(法第29条第2号)、法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人に対して当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても罰金刑が科せられる(法第30条)。

(6) 社会福祉事業との関係

認定就労訓練事業は、社会福祉法第2条第3項に基づく第2種社会福祉事業である(ただし、常時保護を受ける者が10人に満たない認定就労訓練事業は第2種社会福祉事業には

含まれない。)。

したがって、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を行う場合は、同法第69条の規定に基づき、事業開始の日から1月以内に、管轄都道府県知事等に同法第67条第1項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

3 認定基準の内容

則第21条に定める認定基準の内容は以下のとおりである。なお、「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」(平成30年10月1日社援発1001第2号厚生労働省社会・援護局長通知別添)は、当該認定基準を補足し、認定を受けた事業者が遵守すべき事項を定めたものであり、あわせて参考すべきである。

(1) 就労訓練事業者に関する要件

- ① 法人格を有すること。
- ② 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。
- ③ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- ④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
- ⑤ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

※「その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律」とは、例えば、以下の法律が挙げられる。

- 児童福祉法
- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- 生活保護法
- 社会福祉法
- 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
- 介護保険法
- 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
 - 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）
- イ 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下、この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- エ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条第 1 項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- キ 破産者で復権を得ない者
- ク 役員のうちにアからキまでのいずれかに該当する者がある者
- ケ 上記のほか、その行った就労訓練事業（過去 5 年以内に行なったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

（2）就労等の支援に関する要件

就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

- ① ②に掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。
- ② 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
- ア 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
- イ 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
- ウ 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援について必要な措置を講じること。

（3）安全衛生に関する要件

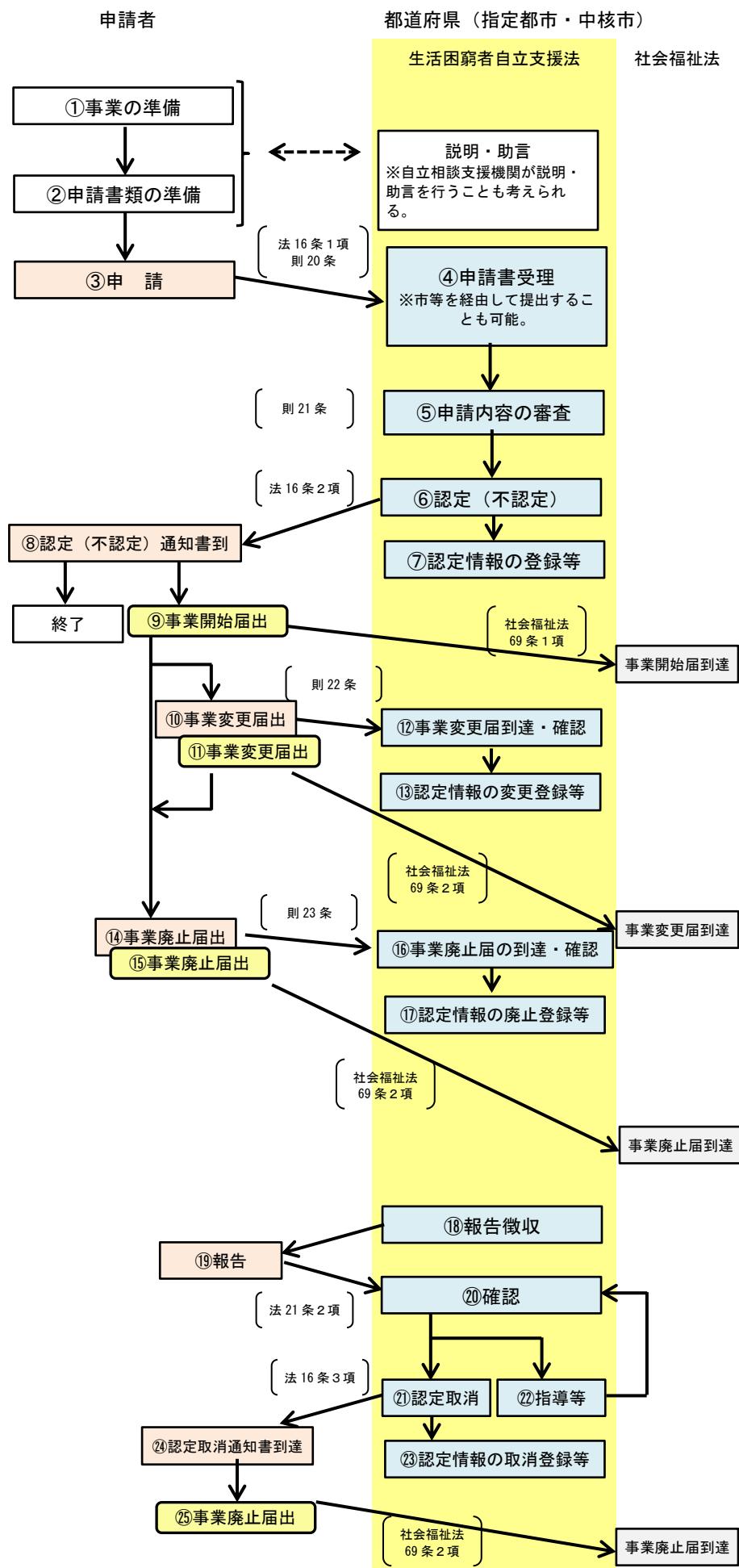
雇用型、非雇用型に関わらず、就労訓練事業を利用する生活困窮者が労働基準法第 9 条

に規定する労働者に該当する場合には、安全衛生その他の作業条件について、同法及び労働安全衛生法の規定に基づく取扱いをすること。労働基準法第9条に規定する労働者に該当しない場合にあっても、同法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

(4) 災害補償に関する要件

雇用型、非雇用型に関わらず、就労訓練事業を利用する生活困窮者が労働基準法第9条に規定する労働者に該当する場合には、就労訓練事業の利用に係る災害が発生した場合の補償について労働者災害補償保険法等の規定に基づく取扱いをすること。労働基準法第9条に規定する労働者に該当しない場合は、就労訓練事業の利用に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

4 認定事務の流れ



5 認定事務の詳細

(1) 申請

就労訓練事業の認定を受けようとする者は、「生活困窮者就労訓練事業認定申請書」（則様式第2号。以下、本章において「申請書」という。）に、②に掲げる書類を添えて、管轄都道府県知事等に提出しなければならない（則第20条）。

① 申請書の記載事項（則第22条）

- （ア）就労訓練事業を行う者（申請者）の名称
- （イ）就労訓練事業を行う者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条の規定により国税庁長官が指定した法人番号）
- （ウ）就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地、連絡先
- （エ）就労訓練事業を行う者の法人の種別、所轄庁
- （オ）就労訓練事業を行う者の法人の代表者の氏名
- （カ）就労訓練事業が行われる事業所の名称
- （キ）就労訓練事業が行われる事業所の所在地、連絡先
- （ク）就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名
- （ケ）就労訓練事業の定員の数
- （コ）就労訓練事業の内容
- （サ）就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名

② 申請書に添付する書類【則第20条の厚生労働省社会・援護局長が定める書類】

- （ア）平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類（参考様式参照）、貸借対照表や収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類
- （イ）就労訓練事業を行う者の役員名簿
- （ウ）「誓約書」（様式1）
- （エ）その他管轄都道府県知事等が必要と認める書類（登記事項証明書等）

※ 社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、（ウ）のみの添付で可とする。

（2）受理

管轄都道府県知事等は、申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を行わせた上で、受理する。

（3）審査

認定基準の項目ごとに、それぞれ以下のとおり審査を行う。

① 法人格を有すること【則第21条第1号イ関係】

- ・ 国税庁法人番号公表サイト等により、法人格を確認し、申請書の記載内容と齟齬がないことを確認すること。

② 事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基盤を有すること【則第 21 条第 1 号口関係】

- 提出された書類や申請者の説明の内容をもとに、申請に係る事業の実態を具体的に把握した上で、当該事業が健全に遂行されるだけの施設、人員及び財政的基礎を有するかどうかを総合的に判断すること。

※ なお、社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、特段の事情がない限りにおいて、必要な財政的基礎を有すると判断して差し支えない。

- 例えば、利用者の定員に対して事業所の従業員の数が著しく少ない、事業所に十分な広さがない、財政状況が芳しくないなど、事業の適切な運営に関して疑義が生じる場合は、申請者に対して十分な説明を求めた上で、当該事業が健全に遂行される見込みがないと判断されるときは認定を行わないこと。

※ 従業員の数が少なくともボランティアの協力が得られる場合や事業所に十分なスペースがなくても地域の協力事業所を活用できる場合などは、事業を健全に遂行できる可能性があることに留意すること。

③ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること【則第 21 条第 1 号ハ関係】

誓約書により確認すること。

④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること【則第 21 条第 1 号ニ関係】

事業の透明性を確保する観点から、情報の公開に関する必要な措置を講ずることを誓約書により確認すること（具体的には就労支援体制、就労訓練事業における作業の内容、実際の利用状況等に関する情報についてホームページ、広報誌等により公開すること等が考えられる。）

⑤ 法人やその役員が欠格要件に該当しないこと【則第 21 条第 1 号木関係】

誓約書、役員名簿により確認すること。

⑥ 就労支援等に関する責任者を配置すること等【則第 21 条第 2 号関係】

申請書により責任者の氏名を把握するとともに、責任者の配置を含めた利用者に対する適切な支援の実施について誓約書により確認すること。

⑦ 非雇用型の利用者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法等の規定に準ずる取扱いをすること【則第 21 条第 3 号関係】

誓約書により確認すること。

⑧ 非雇用型の利用者に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること

【則第21条第4号関係】

誓約書により確認すること。

(4) 認定

管轄都道府県知事等は、申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認めるときは、認定を行う（法第16条第2項）。この場合、認定番号を付番するとともに、申請者に対して、「生活困窮者就労訓練事業認定通知書」（様式2）を送付することにより、認定を行った旨を通知する。

一方、認定を行わない場合は、申請者に対して、「生活困窮者就労訓練事業不認定通知書」（様式3）を送付することにより、その旨を通知する。

（参考 付番について）

①付番の考え方

全国共通の付番ルールを設定することで、事務の効率化を図る。

②付番ルール

事業所に10桁のコードとする。

1～2桁目 都道府県コード（全国地方公共団体コードの1～2桁を利用）

3～5桁目 実施主体コード（全国地方公共団体コードの3～5桁を利用）

6～9桁目 事業所番号（実施主体が付番）

10桁目 チェックデジット（モジュラス10ウェイト3方式）

東京都千代田区の事業所の場合

1	3	0	0	0	0	0	0	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

大阪府堺市の事業所の場合

2	7	1	4	0	0	0	0	1	7
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(5) 認定情報の登録等

① 認定情報の登録

管轄都道府県知事等は、認定就労訓練事業台帳に、認定を行った事業に関する情報を記載し（以下「登録」という。）、これを適切に管理する。また、後述のとおり、認定就労訓練事業者から事業変更や事業廃止の届出があった場合は、適切に認定就労訓練事業台帳を更新する。

② 登録情報の共有

管轄都道府県知事等は、自立相談支援機関があっせんを行うことができるよう、認定就労訓練事業台帳に登録した情報を管内の福祉事務所設置自治体に提供する。また、複数の管轄都道府県知事等で協議を行い、それぞれが認定した就労訓練事業に関する情報を共有することも可能である。

なお、福祉事務所設置自治体は、自立相談支援事業を委託している場合は、委託先事業者に情報を提供する。

6 事業開始後の手続

(1) 事業の開始

認定就労訓練事業者は、自立相談支援機関のあっせんを受け、生活困窮者や生活保護受給者を受け入れることができる。なお、生活困窮者、生活保護受給者を含め 10 名以上の定員を設け、第 2 種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合（以下単に「第 2 種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合」という。）は、事業者は、当該事業の開始の日から 1 月以内に、管轄都道府県知事等に事業開始届を提出しなければならない（社会福祉法第 69 条第 1 項）。なお、この際、事業者は生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写しを添付することとする。

(2) 事業の変更

① 事業変更の届出

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業について、5 の (1) の①に掲げる事項（（才）から（キ）までに掲げる事項を除く。）に変更があった場合は速やかに変更のあった事項及び年月日を、5 の (1) の（才）から（キ）までに掲げる事項について変更をしようとする場合にはあらかじめその旨を、「認定生活困窮者就労訓練事業変更届」（事前届出事項については様式 5、事後届出事項については様式 4）により、管轄都道府県知事等に届け出なければならない（則第 22 条）。

また、第 2 種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別途、変更の日から 1 月以内に、社会福祉法第 69 条第 2 項に基づく届出が必要であるため、自治体は、認定生活困窮者就労訓練事業変更届を受理した際は、必要に応じて、その旨を認定就労訓練事業者に伝達する。

② 認定情報の変更登録等

ア 認定情報の変更登録

管轄都道府県知事は、認定生活困窮者就労訓練事業変更届を受理した場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳の更新（以下「変更登録」という）を行う。

イ 変更登録に係る情報の提供

管轄都道府県知事等は、当該変更登録に係る情報を管内の福祉事務所設置自治体に提供する。また、認定就労訓練事業に関する情報を複数の管轄都道府県知事等で共有している場合は、当該変更登録に係る情報を提供する。

なお、福祉事務所設置自治体は、自立相談支援事業を委託している場合は、委託先事業者に情報を提供する。

(3) 事業の廃止

① 事業廃止の届出

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、「認定生活困窮者就

「労訓練事業廃止届」（様式6）により、その旨を管轄都道府県知事等に届け出なければならぬ（則第23条）。

また、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別途、廃止の日から1月以内に、社会福祉法第69条第2項に基づく届出が必要であるため、自治体は、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届を受理した際は、必要に応じて、その旨を認定就労訓練事業者に伝達する。

② 認定情報の廃止登録等

ア 認定情報の廃止登録

管轄都道府県知事等は、認定就労訓練事業廃止届を受理した場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳の更新（以下「廃止登録」という。）を行う。

イ 廃止登録に係る情報の提供

管轄都道府県知事等は、当該廃止登録に係る情報を管内の福祉事務所設置自治体に提供する。また、認定就労訓練事業に関する情報を複数の管轄都道府県知事等で共有している場合は、当該廃止登録に係る情報を提供する。

なお、福祉事務所設置自治体は、自立相談支援事業を委託している場合は、委託先事業者に情報を提供する。

図表8-1 認定等に係る記載・届出事項一覧

	認定申請書 記載事項 (則様式第2 号)	事業変更の際の 届出
就労訓練事業を行う者の名称	○	事後
就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地及び連絡先		
就労訓練事業を行う者の法人の種別、所轄庁	○	—
就労訓練事業を行う者の代表者の氏名	○	事後
就労訓練事業が行われる事業所の名称	○	事前
就労訓練事業が行われる事業所の所在地及び連絡先		
就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名		
就労訓練事業の定員の数	○	事後
就労訓練事業の内容	○	事後
就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名	○	事後

7 報告収集に関する留意事項

自立相談支援機関のモニタリングや認定就労訓練事業の利用者からの相談等を端緒とし

て、認定就労訓練事業の運営に関して疑義が生じることがあると考えられるが、その場合には、まずは認定就労訓練事業者に対して任意の聞き取りを行うなど、可能な限り、簡素な方法で迅速に問題の解決を図るよう心がけ、認定就労訓練事業者（認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者を含む。）が正当な理由もなくこれに応じない場合などに、法第21条第2項に基づく報告徴収を行うことが考えられる。

報告徴収は、「報告徴収書」（様式7）により行うこととし、認定就労訓練事業者に対しても文書により報告を求めることとする。

一方、これによりがたい場合は、口頭による陳述の方法をとることも可能であり、その場合は、聴取後速やかに、陳述書を作成し、その内容について陳述者に確認させた上、その署名を求めるものとする。

なお、報告徴収を行う際は、認定就労訓練事業者に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第29条第2項に基づき、罰則の適用がある旨を説明する。

8 認定取消に関する留意事項

管轄都道府県知事等は、認定就労訓練事業が認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、法第16条第3項に基づき当該認定を取り消すことができる。

就労訓練事業の認定は、就労訓練事業が一定の基準を該当する旨を確認する行為に過ぎず、許可のように当該者の権利利益を変動させるものではないことから、就労訓練事業の認定は行政不服審査法上の処分には該当せず、その取消等について不服申立はできないものと解されるが、認定取消の判断に当たっては、事業者や利用者、自立相談支援機関に説明を求め、事実確認を適切に行い、その上で認定の取消を行う場合は、事業者に対して、その理由を丁寧に説明することが必要である。

認定の取消を行った場合は、「生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書」（様式8）により、その旨を事業者に通知するとともに、認定就労訓練事業台帳の更新、管内自治体等への情報提供を行う。

図表 8-2 生活困窮者自立支援法関係様式一覧

	関係様式
生活困窮者就労訓練事業認定申請書	則様式第2号
誓約書	様式1
生活困窮者就労訓練事業（相当）認定通知書	様式2
生活困窮者就労訓練事業不（相当）認定通知書	様式3
認定生活困窮者就労訓練事業変更届〔事後届出〕	様式4
認定生活困窮者就労訓練事業変更届〔事前届出〕	様式5
認定生活困窮者就労訓練事業廃止届	様式6
報告徴収書	様式7
生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書	様式8
事業の運営体制に関する書類	参考様式

9 認定就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大

認定就労訓練事業において実施される、いわゆる「中間的就労」については、多様な働き方を必要とする生活困窮者に対する支援策の1つとして期待が寄せられている。しかしながら、その認定件数が伸び悩んでおり、事業所が生活困窮者の生活圏内にあることも継続的な訓練を行う際には重要であることから、全国的な認定件数の増加に向けて取り組む必要がある。

そのための方策の1つとして、法第16条第4項において、国及び地方公共団体は認定就労訓練事業を行う者の受注機会の増大を図ることが努力義務とされている。これにより、認定就労訓練事業を行う者の安定的経営に資することとなり、就労訓練事業の認定を受けるインセンティブとなり得るものである。

各自治体におかれては、その努力義務の規定を契機として、各地域における認定就労訓練事業において製作された物品等（役務を含む。）の把握を行うとともに、府内における調達ニーズとのマッチングを図るなどして、認定就労訓練事業を行う者の優先発注の増大に努められたい。

第9 他機関、他制度との連携等

1 総論

生活困窮者の自立に向けては、支援が必要な者を早期に把握し、その者が抱える複合的な課題に応じた包括的な支援を行うことが重要である。これらを自治体の生活困窮者自立支援制度担当部署や自立相談支援機関のみで行うことは困難であることから、庁内外の関係者との連携体制を構築することが必要不可欠である。なお、このような連携体制は、個別の支援を進める中で強化されるものであるが、まずは関係者間で互いの制度に関する理解を深め、それぞれの専門性や役割分担を確認することから始めていくことが必要である。

2 福祉事務所

本制度による支援を受ける者の中にも生活保護の受給が必要と判断される者もいることが想定され、これらの者を確実に生活保護につなぐことが重要である。一方、福祉事務所に相談したが保護の要件を満たさなかった者や生活保護が廃止された者が必要に応じて本制度を利用することも考えられる。このため、法第23条の規定において、生活困窮者の窓口において、要保護者となるおそれが高いと判断した場合、生活保護制度に関する情報提供、助言等の措置を講ずるものとされており、一方、生活保護法第81条の3の規定において、保護の実施機関において、生活保護受給者の保護が廃止される際、生活困窮者に該当する場合には、生活困窮者自立支援制度についての情報提供、助言等の措置を講ずる努力義務が設けられている。

加えて、令和6年改正法では、両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保する等のため、法第3条第4項において、福祉事務所が必要と認める場合には、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を生活保護受給者が利用できることとされた。各自治体においては、生活保護の実施機関である福祉事務所と一層の連携強化を図ることで、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連続的かつ一体的な支援の実施に努めていくことが重要である。

3 ハローワーク

就労は、経済的自立、日常生活自立、社会生活自立に資するものであり、本人の状態に応じて、一般就労につなげるための支援を行うことが重要である。ハローワークでは一般窓口相談のほか、就労に向けた準備が一定程度整った者に対して担当者制による職業紹介等を行う特別相談窓口（生活保護受給者等就労自立促進事業）が設置されており、ハローワークとの密接な連携体制を構築し、その状態に応じて生活困窮者が適切な支援を受けることができるよう、調整を行う。なお、生活保護受給者等就労自立促進事業については、「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要綱」を参照のこと。

4 生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、貸付と必要な相談支援を行うことにより、低所得世帯等の自立促進を図る制度であり、市区町村社会福祉協議

会に相談窓口が設置されている。

生活福祉資金貸付制度は、法に規定されていないものの、プランの支援内容の一つであり、自立相談支援機関や家計改善支援事業実施者と連携して貸付を行うことにより、生活困窮者の効果的・効率的な支援が可能となるものである。

また、生活福祉資金貸付制度のうち、総合支援資金や緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金の貸付に当たっては、原則として自立相談支援機関の利用が要件とされているため、自立相談支援機関は市区町村社会福祉協議会と連携した体制を構築する必要がある。

令和2年3月から令和4年9月まで実施された緊急小口資金等の特例貸付に関しては、貸付を受けてもなお生活に困窮している者や、償還免除者について、社会福祉協議会から情報提供があった場合には、自立相談支援機関は、当該借受人に対して電話・訪問等のアウトリーチ等のフォローアップ支援を行うこととされている。また、特例貸付を借り受けている相談者が償還困難な場合には、自立相談支援機関は、必要に応じて償還猶予のための意見書を社会福祉協議会に対して提出すること。加えて、自立相談支援機関は、償還猶予中の相談者に必要な支援を行い、その状況について、当該相談者の債権を有する都道府県社会福祉協議会に意見書を提出する等、個々の状況に応じて生活再建に向けた支援を行っていくこととする。

5 地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーション事業は、15歳から49歳までの、就労意欲を一定程度持つつも一人で求職活動を行うことができないニート等若年無業者を対象に、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験など、職業的自立を支援する事業である。

一方、生活困窮者自立支援制度の対象者は、年齢による上限は設けず、経済的に困窮している者を対象として、生活面を含めた支援を行うものである。このため、ニート等のうち現在、経済的に困窮していない世帯に属する若者については、本制度の支援対象に含まれず、必要に応じて適切に地域若者サポートステーションにつなぐ。

いずれにせよ本制度と地域若者サポートステーション事業が、適切な役割分担の下、それぞれの専門性を十分に発揮しながら、支援を行っていくことが重要である。その中で、若者がそれぞれの状況に応じて適切な支援を受けて、真に自立することができるよう、両者の対象者像や連携のあり方等を協議しておくことが重要である。